平成２８年（フ）第７６７号
大阪市城東区永田１丁目２番８－704号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２１号
大阪市東成区深江南３丁目４番５号　第二マンション堅田302号
債務者　叶　　広美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１５７号
大阪府東大阪市東石切町４丁目６番51号　アメニティ石切Ａ　203号室
債務者　齋　　広枝
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９６号
大阪府門真市月出町８番８号
債務者　冨士谷洋一
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７２号
東京都練馬区南田中２丁目７－12―103
債務者　森　　大介
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８０号
東京都江戸川区船堀７丁目19―18―413
債務者　徳田　幸江
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９１号
東京都八王子市久保山町１丁目30―２―203
債務者　中森　英之
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９２号
東京都板橋区徳丸５丁目20―13―403
債務者　瀧川　敦子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９３号
東京都国分寺市本多２丁目12―５－302
債務者　三上　裕也
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９４号
東京都板橋区四葉２丁目10―４－302
債務者　矢部　麻美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９５号
東京都江東区亀戸４丁目40―１－301
債務者　高橋　昌則
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５１８号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2153―13　メゾンワタナベⅡ－206
債務者　新垣　啓太
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５２１号
東京都江東区大島７丁目６－７　伊藤方
債務者　武田　一雄
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５２７号
東京都北区十条仲原４丁目20―４－201
債務者　田坂　大輔
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５２８号
東京都足立区神明２丁目４－５－101
債務者　中村　稔子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４１号
東京都中央区築地４丁目14―13
債務者　石川　充子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部